

## 別紙 1

自立支援医療受給者証（精神通院）  
精神障害者保健福祉手帳 } をお持ちの方へ

新型コロナウイルス感染症への対応のため、更新（継続）申請に係る手続きを臨時的に次のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

### 1 自立支援医療受給者証（精神通院）

有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までに満了する方は、継続申請の手続きをすることなく、現在の有効期限が1年間延長されます。

期限が延長された受給者証の交付は行いませんが、医療機関や薬局等では、延長されたものと見なして適用が受けられます。（ただし、現在のお持ちの受給者証の提示は必要です。）

期間が延長された受給者証が必要となる方は、市町村窓口で現在の受給者証に訂正を受けてください。

### 2 精神障害者保健福祉手帳

有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までに満了する方は、更新申請の手続きをするときに診断書の取得が困難な場合は、診断書の提出が1年間猶予されます。

なお、手帳の等級は現在の等級がそのまま引き継がれます。

猶予期間内に診断書を提出してください。提出された診断書によって改めて判定を行い、等級の変更が必要であると判断した場合には新たな等級の手帳を交付します。

### 3 精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）を同時に申請する場合

有効期間が令和2年3月1日から令和3年2月28日までに満了する方は、手帳の更新申請の手続きをするときに診断書の添付が猶予されたこと及び、受給者証は申請することなく期間が1年間延長されることとなりましたが、次回の診断書提出の時期を統一するため、手帳用診断書以外の手帳用の申請書類一式と受給者証用の申請書のみで更新（継続）申請していただきます。

なお、その場合は猶予期間内に診断書を提出してください。